

住み慣れた村で
安心して暮らせるように

小規模多機能型居宅介護施設 「とま〜る」がオープンしました

4月1日、かつてからの念願だった小規模多機能型居宅介護施設「とま〜る」が開所しました。

開所式には、村をはじめ、村議会議員、関係団体代表者、利用者など21名が出席しました。

指定管理者である社会福祉法人占冠村社会福祉協議会 山下会長からは、「占冠での生活の延長上にある施設として、小さな村だからこそできる柔軟性を発揮して、住民が安全で安心して暮らせるよう、心を込めた支援を行っていきます」とあいさつがありました。

3月28日、29日には内覧会が行われ、多くの住民が来所し施設を見学しました。



開所にあたりあいさつする
社会福祉法人占冠村社会福祉協議会
山下由美子会長



お家にいるようなくつろげる居間・食堂スペース



一般浴槽のほか機械浴槽を完備し、車いす
利用の方も安心の浴室



「とま〜る」は、新たに宿泊ができる福祉施設です。
5室を完備し、介護認定者のほか、一般高齢者
(65歳以上の村民)も利用可能です。
ぜひ、ご利用ください。(※事前の手続きが必要です)

占冠村保健福祉センターの愛称は「ノンノ」(「アイヌ語で花」)

「とま〜る」のオープンに伴い、デイサービスセンターは廃止し「占冠村保健福祉センター」となりました。その施設の愛称については、広報4月号で愛称のアイデアを募集したところ数名の方からお寄せいただきました。その中から上記のとおり決めましたので、お知らせします。

今後は、社会福祉協議会や役場の行事に使用されるほか、住民の皆さんが交流の場としても利用することができます。

狂犬病予防注射を実施します



狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬は年1回必ず狂犬病予防注射を受けなければなりません。

所有者は実施日において予防接種を受けてください。

●実施日及び集合注射の場所

5月14日(木)	9:20~9:40	旧占冠住民センター
	10:00~10:30	トマムコミュニティセンター前
5月15日(金)	13:00~13:15	旧家畜診療所前
	13:20~13:50	総合センター前

●対象となる犬 生後91日以上の子犬

●手数料 3,110円/頭(登録済の犬)

※手数料には注射済票交付手数料を含みます。

※新たに犬の登録を行おうとする場合は、予防注射手数料に加え登録手数料3,000円×頭数が必要です。

※以下に該当する場合は、必ず役場まで事前にご連絡ください。

- (1) 登録した犬が既に死亡している場合、第三者に譲渡されている場合など(役場への届出が必要です)
- (2) 戸別訪問の対象地区にお住まいの方で、登録されていない犬の注射を希望する方(この場合は、同時に犬の登録をさせていただきます)
- (3) 戸別訪問の対象地区以外(宮下、本通、千歳、占冠市街、上トマム)にお住まいの方で、やむを得ない事情により訪問注射を希望される方

登録のお済みでない犬を所有されている方へ

犬を取得した場合は、狂犬病予防法の規定により取得した日から30日以内に管轄の市町村に対し犬の登録をしなければなりません。

犬を所有しているにもかかわらず登録をしない場合や、予防注射を受けさせない場合などは、法による罰則規定が適用される場合があります。

「犬を新たに取得した」「犬を所有しているが登録手続きをしていない」という方は、事前に役場にお越しいただき、当日集合注射の場所にお越しいただき、必ず登録を済ませてください。

<ご連絡・お問い合わせ>

産業建設課環境衛生担当
電話 56-2173

ペットは最後まで責任を持って飼いましょう ～改正動物愛護管理法～

- 平成25年8月まで、都道府県等(保健所等)は犬猫の引き取りを飼い主から求められた場合にはそれらを引き取ってきましたが、改正動物愛護管理法により、終生飼養の原則に反する引き取りを拒否できるようになりました。
- 自らの病気などによりどうしても飼えなくなった場合には、自分で新たな飼い主を探す、動物愛護団体に相談する等して、譲渡先を見つけるようにしましょう。
- 愛護動物をみだりに殺傷・遺棄することは犯罪です。改正動物愛護管理法により、罰則が強化されました。(みだりな殺傷:200万円以下の罰金等、遺棄:100万円以下の罰金)。絶対に傷をつけたり捨てたりしてはなりません。
- みだりに、給餌や給水をやめたり、酷使したり、病気やケガの状態に放置したり、糞尿が堆積するなどの不衛生な場所で飼ったりする等の行為は「虐待」です。動物を虐待する行為は犯罪です(100万円以下の罰金)。
- 動物は、不妊・去勢手術をしないと頭数が増加する可能性があります。特に猫などを外飼している場合、いつの間にかたくさんの子猫が生まれてくるということがあります。繁殖を望まない場合には、不妊・去勢手術などの繁殖を制限するための措置を行いましょう。
- 飼い主には、「終生飼養の責任」があります。最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。